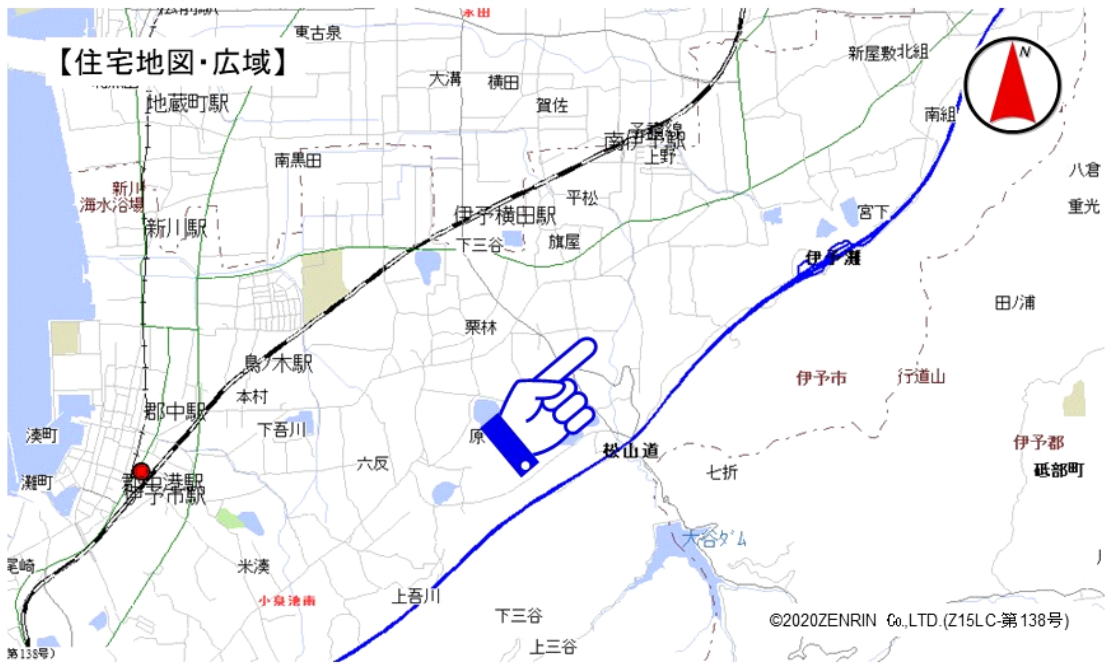


売却区分番号	1 2 3 - 1		
見積価額	¥1,646,000	公売保証金	¥180,000
財産の表示	<p>1 所在 愛媛県伊予市上三谷字柳ノ端 地番 甲2473番1 地目 田 地積 2,497平方メートル</p> <p>2 所在 愛媛県伊予市上三谷字柳ノ端 地番 甲2473番2 地目 田 地積 1,350平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>農業振興地域内 農用地区域 市街化調整区域 土砂災害警戒区域内</p>		
接道状況	<p>北側：幅員約4メートルの舗装市道（大替地上郷線）に水路を隔てて0～2メートル高く接面しています。</p> <p>西側：幅員約3.5～4メートルの舗装法定外公共物農道に0～2メートル高く接面しています。農道は南方から北方にかけて下り傾斜となっています。</p>		
地盤・地勢	東西約5～107メートル、南北約6.5～65メートルのやや不整形地で画地内は平坦、南側隣接の農地とはほぼ等高です。		
使用状況等	<p>1 伊予市農業委員会に確認したところ、令和元年6月1日から令和7年5月31日までの間、第三者が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定し、田地として利用しています。</p> <p>2 伊予郡大谷池土地改良区の定める賦課金の支払義務があります。        経常賦課金 4,616円（令和5年度）        未納賦課金はありません（令和5年9月25日現在）。        買受後、伊予郡大谷池土地改良区へ届出を要します。</p>		
特記事項	<p>1 財産番号1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。        なお、見積価額の公売財産ごとの内訳は次のとおりです。        公売財産1：1,068,000円        公売財産2：578,000円</p> <p>2 農地等につき、公売の参加には農業委員会等の発行する「買受適格証明書」の提出又は呈示が必要です。</p> <p>3 農地等の権利移転手続には、農業委員会等の発行する所有権移転の「許可証」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」の呈示が必要です。</p> <p>4 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。        （1）公売財産について、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。        （2）公売財産に種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p>		

売却区分番号	123-1		
見積価額	¥1,646,000	公売保証金	¥180,000
	<p>(3) 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</p> <p>(4) 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。</p> <p>(5) 土壌汚染、地中埋設物、アスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>5 公売を中止する場合がありますので入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p>		
住居表示等	近隣の住居表示「愛媛県伊予市上三谷甲2463-5」付近		
最寄駅等	JR(四国)予讃線 伊予横田駅 から南東へ約1.5キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		

売却区分番号

123-1



売却区分番号

123 - 1



高松国税局公売財産



南西方向から対象物件を撮影

写真上の線の表示は土地の境界の目安として示したものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

売却区分番号

123 - 1

高松国税局公売財産



北西方向から対象物件を撮影

写真上の線の表示は土地の境界の目安として示したものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

高松国税局公売財産



東方向から対象物件を撮影

写真上の線の表示は土地の境界の目安として示したものであり、実際の境界とは異なる場合があります。